

門真市の子育て支援の取組について

1 次世代育成支援対策推進法について

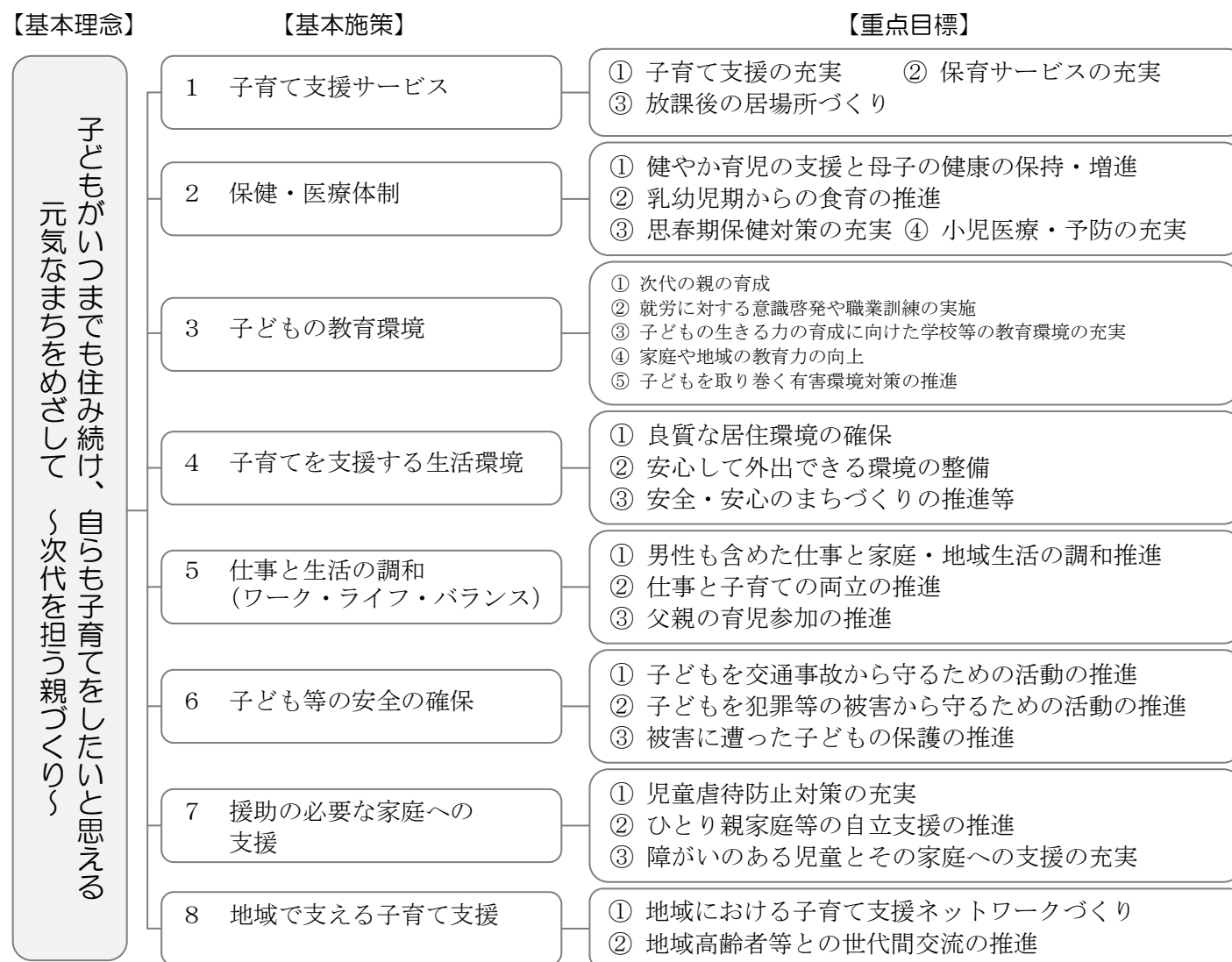
国においては、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年に制定され、平成 17 年 4 月に施行されました。

基本理念（抜粋）

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

2 本市の次世代育成支援後期行動計画に基づくこれまでの取組

本市においては、前述による法律に基づき、平成 17 年 3 月に「門真市次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成 22 年 3 月に「門真市次世代育成支援行動計画」（後期計画）を策定しました。後期計画では、下図のような基本理念と体系に基づき、通常保育事業や延長保育事業とともに、休日保育事業、つどいの広場などの事業、仕事と子育ての両立支援、在宅の子育て家庭に対する支援などに取り組んできました。



3 主な事業の実績について

次世代育成支援行動計画では、国が報告事項として設定した、保育サービス等の事業について目標事業量を掲げて、サービスの充実に取り組んできました。後期計画策定時の数値と、策定時に掲げた目標事業量、過去 3 年の実績を示します。

なお、目標事業量は、平成 21 年に実施しました、就学前保護者を対象としたニーズ調査の結果を踏まえて設定したものです。

	事業名	策定時 (平成 22 年 3 月)	目標事業量 (平成 26 年度)	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末
1	通常保育事業 (人)	1,913 人	3 歳未満	760 人	1,913 人	1,913 人
			3 歳以上	1,170 人		
2	延長保育事業 (か所)	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所
3	夜間保育事業 (か所)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
4	休日保育事業 (か所、人)	2 か所 (12 人)	2 か所 (24 人)	2 か所	2 か所	2 か所
5	一時預かり事業 (か所、日数)	5 か所	8 か所 (12,480 日)	8 か所	8 か所	8 か所
6	特定保育事業 (か所)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
7	病児・病後児 保育事業 (か所、日数)	0 か所	病児保育	1 か所 (780 日)	0 か所	1 か所
			病後児保育	0 か所		
8	トワイライトステイ事業 (か所)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
9	ショートステイ事業 (か所)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (か所、人)	15 か所 (1,200 人、 30 クラブ)	14 か所 (1,280 人、 32 クラブ)	15 か所 (1,200 人、30 クラ ブ)	14 か所 (1,280 人、32 クラ ブ)	14 か所 (1,280 人、32 ク ラブ)
11	ファミリー・サポート・ センター事業 (か所)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
12	地域子育て支 援拠点事業 (センター 型、ひろば型、 児童館型) (か所)	センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		ひろば型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		市単独 (保育所)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
(1)子育て支援サービス	①子育て支援の充実	①乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	原則として、生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報や適切なサービス提供を行うことにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、家庭が抱える様々な問題などを早期に発見し、柔軟な対応ができるよう検討します。	子ども課	平成24年度の対象家庭は918件に対して面会数は789件となっており、その居宅において、様々な不安や悩みを傾聴し、子育て支援関連の情報提供を行った。また、支援が必要な家庭に対しては、再訪問を行うなど、関係機関等と連携し早期対応に努めた。	今後も引き続き、全戸訪問を行っていくとともに、不在及び訪問拒否家庭への対応として状況確認等を含め関係課との連携を図る。	今後も引き続き全戸訪問を行い、対象家庭への全戸訪問を目指す。
		②ファミリー・サポート・センター事業	地域密着型の子育て支援事業として、依頼会員、協力会員、両方会員の増加を図り、保育所や幼稚園、放課後児童クラブへの送迎や保護者の求職活動中の支援、ひとり親家庭に対する支援など、多様なニーズへの対応の充実に努めます。	子ども課	協力会員講習会、依頼会員登録説明会により会員の募集やスキルアップを行うとともに、交流会、ふあみさぼだよりの発行により、会員同士の情報共有に努めた。 会員数319人、活動回数1,150回	平成23年度から病後児の預かりを実施しているが、病後児を預かることができる会員を増やす必要がある。加えて協力会員講習会の時間数を24時間に拡充していく必要がある。	協力会員講習会と病後児預かりのための講習会を同時に実施するため、講習内容を充実させる。
		③地域子育て支援センター事業	親子が気軽につどい、仲間づくりを行うとともに子育てについて相談できる地域の拠点として、地域子育て支援センターを1か所開設しています。今後も引き続き地域の子育て家庭を支援する活動を進めます。また、市の単独事業として、公立保育所3か所においても同様な事業を進めます。	子ども課	地域子育て支援センターや公立保育所において、子育て相談や園庭開放、絵本の読み聞かせ等の地域子育て支援事業を実施した。	公立保育所での事業において、実施体制の変更が予定されており、引継ぎ、知識・技術の継承の必要がある。	公立保育所での事業において、実施体制の変化に応じて、地域子育て支援事業をどのように進めていくか検討する。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		④つどいの広場事業	平成19年5月、門真市民プラザに開設した「なかよし広場」において、今後も子育て中の親等が気軽に集い、育児不安を解消するとともに、子どもの遊具や絵本などが配された「場」の提供だけでなく、豊かな子育てをめざして人々が支え合う仕組みを地域の中に作り出せるよう継続的な活動を支援していきます。	子ども課	気軽に集える親子の居場所作りと、子ども同士・親同士の交流の場の提供とともに、公私立保育園、幼稚園、図書館、子育てサークル、ボランティア等の協力により様々な育児プログラムを年間110回実施した。	市民プラザが指定管理化される中で、なかよし広場についても運営方法を検討していく必要がある。	市民プラザの指定管理者と連携して、より充実した運営を実施できるかどうか検討する。
		⑤子育て・子育て支援機能の充実	地域の気軽な子育て相談や、遊びを通じた親子のふれあい、子育て中の保護者同士の交流、世代間交流など、子どもの育ちや子育て支援を行う場として、保育所や幼稚園、市立文化会館、集会所等地域の施設を利用した活動の促進を図ります。	子ども課 地域教育文化課	公立保育所3園で園庭開放を年間102回、絵本の読み聞かせ活動を年間32回実施し、「あおぞら保育事業」を市内の公園において年間8回、保健福祉センター、南部市民センターで12回実施した。 また、高齢者ふれあいセンターにてミニあおぞら保育を実施し、子育て中の親子と高齢者との世代間交流を行った。 また、文化会館において、「子育て交流支援」事業として、夏休みに料理教室、工作教室、陶芸教室、冬休みに科学教室、手作りオモチャ教室を計6回行い、計100人が参加した。また、公民館においては、「子どもフェスタ」(7月)と「公民館まつり」(3月)を開催し、人形劇とお話の会等に述べ191人が参加した。	実施体制の変更が予定されており、引継ぎ、知識・技術の継承が必要である。	引き続き「あおぞら保育事業」を実施するとともに、新たに文化会館等においても事業を実施できるように努める。 また、講座の充実を図り、引き続き実施する。
		⑥幼稚園の地域における幼児教育センター的機能の充実	幼稚園において、今後も教育相談をはじめ未就園児親子登園、地域園庭開放、保護者教育健康指導等の子育て支援事業の充実を図ります。また、地域の幼児教育センター的機能として、時間外教育や子育てのための相談、情報発信等を実施できるよう、公立幼稚園の再構築に努めます。	学校教育課	4園で未就園児親子登園や地域への公開保育を行った。子育て情報ポータルサイトや広報(かどま)にて各幼稚園の活動の様子や子育て支援に関する情報提供を行った。	公立幼稚園の再構築に向けて、時間外教育をはじめとしたニーズ調査に基づいた制度設定。	子育て相談および情報提供をより活発にするとともに、時間外教育を具体的に進めていく。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑦幼稚園・保育所の連携	門真市における子育て支援のあり方を検討し、より良いものにしていくとともに、幼稚園・保育所の連携強化を図りながら、両者の子育て支援の内容について整合性を持たせるよう努めます。	福祉政策課 子ども課 学校教育課	門真市内の公私立幼稚園・保育園及び小中学校とが連携し、保幼小中合同研修を行った。各校区における連携事業の交流を行うと共に、講師を招聘し、校種間連携を中心とした子育て支援についての研修を行った。また、中学校区ごとに、「めざす子ども像」を共有し、就学前からの連続した教育を見通した指導計画を作成した。	保幼小中合同研修会以外にも交流をもち、異校種間交流を進める。園児や児童・生徒だけでなく、教職員の連携に関する意識を高める。一貫教育研究委員会で中学校区ごとに作成した全体指導計画に基づき、取組を進めること。さらに連携を強めていく必要がある。	保幼小中合同研修をはじめ各種研修等における保育所・幼稚園職員の相互参加を促進することと今後も異校種間交流を続ける。一貫教育研究委員会を中心に、各中学校区での取り組みを具体化し、更なる連携強化に努める。
		⑧乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健全育成及び児童福祉の向上を図るため、医療費の一部を引き続き助成し、充実に努めます。	子ども課	平成24年7月診療分より、対象年齢を小学校就学前の児童から小学校3年生年度末までの児童に拡充し、入院とともに、健康保険が適用される医療費の自己負担金の一部を助成した。	国・府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、本市の財政状況等を踏まえながら、制度の拡充についてのさらなる検討が必要。	国・府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、本市の財政状況等を踏まえながら、制度の拡充についてのさらなる検討をし、継続して実施。
		⑨子ども手当支給事業	次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に対し、子ども手当の支給を行います。(なお、児童手当分は一括して子ども手当として支給を行います。)	子ども課	「児童手当法の一部を改正する法律」に基づき児童手当・特例給付を支給した。	今後も引き続き、適正支給に努めることが必要。	引き続き適正給付に努め、継続して実施。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑩私立幼稚園児保護者補助金交付事業	市内私立幼稚園児(4歳児・5歳児)の保護者に対し、補助金の交付に努めます。	学校教育課	門真市私立幼稚園児保護者補助金を交付している。	保護者に対して、経済的負担の軽減を図ること。	市の動向により今後変動する。
		⑪私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業	今後も継続して私立幼稚園の設置者に対して補助金の交付を行い、幼稚園教育の普及と就園の奨励に努めます。	学校教育課	門真市私立幼稚園就園奨励費補助金を交付している。	国の制度の動向に注視すること。	国の制度のため継続実施。
		⑫就学助成事業、超額金支援事業	経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を継続して支給します。	学校教育課	就学援助事業については、学校教育法の規定により、経済的理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学援助を行った。	義務教育の円滑な実施と教育の機会均等を図ること。	国の制度のため継続実施。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑬保育所保育料多子減免事業	同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合、2人目の児童が半額に、3人目以降の児童が無料になるように保育所保育料を減免します。	子ども課	多子減免対象者(半額:435人 全額:34人)に対し減免措置をした。	特になし。	制度の趣旨に沿った事業運営に努める。
	②保育サービスの充実	①通常保育事業	保育対象児童の減少予測や保護者の就労意向の高まりなどを十分に考慮しつつ、認可保育所における定員などを見直し、保育の充実を図ります。	子ども課	平成24年度における定員を超える入所については、国の規定に基づく入所定員の弾力化により対応した。	子ども・子育て支援事業計画の作成時に実施する利用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズの把握に努め、今後必要な供給量を見極める必要がある。	利用ニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズを把握し、今後必要な供給量を見極め、子ども・子育て支援事業計画に反映していく。
		②延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、保護者の通勤時間の増加等により、11時間以上の保育が必要となる児童に対応するため、今後も引き続きすべての保育所で延長保育を実施します。	子ども課	全認可保育所で実施した(公立3園、民間13園)。	子ども・子育て支援事業計画の作成時に実施する利用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズの把握に努め、今後必要な供給量を見極める必要がある。	利用ニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズを把握し、今後必要な供給量を見極め、子ども・子育て支援事業計画に反映していく。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		③休日保育事業	保護者の仕事などの都合で日曜や祝日等に保育を必要とする児童に対応するため、引き続き民間保育所2か所で実施します。	子ども課	民間保育所2園で実施した。	子ども・子育て支援事業計画の作成時に実施する利用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズの把握に努め、今後必要な供給量を見極める必要がある。	利用ニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズを把握し、今後必要な供給量を見極め、子ども・子育て支援事業計画に反映していく。
		④一時預かり事業	保護者の傷病等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童に対応するため、現在の民間保育所5か所から8か所での実施をめざします。なお、前期計画の特定保育事業については、一時預かり事業に集約します。	子ども課	民間保育所8園で実施した。	子ども・子育て支援事業計画の作成時に実施する利用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズの把握に努め、今後必要な供給量を見極める必要がある。	利用ニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズを把握し、今後必要な供給量を見極め、子ども・子育て支援事業計画に反映していく。
		⑤病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、医療機関との連携を図りつつ、病気回復期にある児童の一時預かりについて1か所での実施をめざします。また、病児保育についても今後引き続き調整等検討を進めます。	子ども課	病児保育室(病児対応型)1か所で実施した。	子ども・子育て支援事業計画の作成時に実施する利用ニーズ調査において、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズの把握に努め、今後必要な供給量を見極める必要がある。	利用ニーズ調査を実施し、潜在的なニーズも含めた保護者ニーズを把握し、今後必要な供給量を見極め、子ども・子育て支援事業計画に反映していく。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑥幼稚園での保育サービス	私立幼稚園では、幼稚園の通常の教育(保育)とは別に、同じ幼稚園の中で、事情により保育に欠ける在園児を幼稚園教育の時間の前後や幼稚園の夏休みなどの長期休業期に保育する預かり保育や、未就園の子どもを対象として、一時保育サービスを実施しています。今後は、公立幼稚園においても、時間外教育の導入を進めます。	学校教育課	私立幼稚園8園で預かり保育を実施している。うち4園で、早朝保育を実施している。また、長期休業期の預かり保育は、6園である。その他、様々な子育て支援事業を行っている。	公立幼稚園における時間外教育の導入について具体的に検討していく必要がある。	公立幼稚園における時間外教育について、必要な条例等の整備を行い、26年開始に向けて具体的提案を行う。
	③放課後の居場所づくり	①放課後児童クラブ	留守家庭児童会とふれあい活動から放課後児童クラブへと移行を進め条件の統一を行ってきたところですが、今後、児童に対し適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し児童の健全育成を図るとともに、学校適正配置事業などを見据えながら、ニーズにあった事業展開を検討していきます。	子ども課	市内全14小学校で市内の学校法人・社会福祉法人に運営を委託しており、各法人が保育園・幼稚園での実績を活かした保育を各クラブで実施した。	待機児童が発生する学校に、余裕教室等の学校施設の利用を依頼すると共に、年度当初の待機児童については他校通会制度の利用を勧め、待機児童数の減少に努める必要がある。	待機児童が発生する学校に、余裕教室等の学校施設の利用を依頼すると共に、年度当初の待機児童については他校通会制度の利用を勧め、待機児童数の減少に努める。
		②放課後子ども教室	小学校児童を対象に健全育成を図ることを目的として、放課後等において「放課後子ども教室」及び「まなび舎kids」を開設しています。今後、利用ニーズに対応していけるよう取り組みます。	地域教育文化課	四宮小学校では、5月から年30回、五月田小学校では、5月から年30回、門真みらい小学校では、5月から年29回、東小学校では5月から年30回のまなび舎kidsを開催し、児童の放課後学習の場を作った。また、放課後子ども教室は5月から年63回開催した。	まなび舎kidsを小学校全校で実施することを目標としているが、24年度は4校での実施に留まった。	25年度は8校で実施する予定であり、引き続き全校での開催を目指す。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		③かどま土曜自学自習室 サタスタ事業	小学4・5年生、中学2年生を対象に、市独自の取り組みとして、土曜日の午前に全小・中学校で開設し、児童・生徒の学習習慣の確立に努めます。	地域教育文化課	市内全小・中学校で、「かどま土曜自学自習室サタスタ事業」の取り組みを行った。小学校全体での登録児童数は366人で、中学校全体での登録生徒数は190人であった。	学習アドバイザーの確保。	実施体制の充実を図る。
(2) 保健・医療体制	① 健やかな育児の支援及び母子の健康の保持・推進	① 妊婦一般健康診査	飛び込み出産の防止や妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦の健康の保持・増進を図るため、平成21年度から公費負担による妊婦健康診査を3回から14回に増やしましたが、今後、その周知と受診の促進を図ります。	健康増進課	24年度も引き続き妊娠届出時に受診券綴りを交付し、利用を促した。	妊婦健康診査受診者一人当たり受診回数23年度13.3回、24年度12.9回で減少している。	さらなる制度の周知と受診勧奨を引き続き行う。
		② 妊産婦・乳幼児相談事業	妊婦に対しては貧血や妊娠高血圧症候群等の予防や健康管理、産婦に対しては母乳相談や出産後の体調、乳幼児に対しては発育状況に関する育児面、栄養面(乳児期は特に離乳食)等の相談を実施します。相談しやすい場の雰囲気や、母親の孤立を避けるために、仲間づくりのしやすい環境づくりの構築にも努めます。	健康増進課	南部市民センターにて、妊産婦・乳幼児の健康相談を年間6回実施した。	過去3年間の利用延回数は159回であるのに対し、24年度は139回であり、減少した。	利用勧奨しつつ引き続き実施する。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		③赤ちゃんランド	4か月未満の乳児を持つ母親を対象に、育児の悩み相談やリフレッシュも兼ねて育児相談や母乳相談等の個別相談等を、引き続き月1回実施します。	健康増進課	育児相談・母乳相談の場として年間12回実施した。	参加対象児を生後4ヶ月未満としていたが、生後4か月以降についても同様の場を求める声が多かった。	既存の赤ちゃんランドは「めばえ」コースとして継続し、今年度より4～10ヶ月までの児を対象とした赤ちゃんランド「のびのび」コースを2カ月に1回新たに開催することにした。
		④かどまママパパ教室 (妊婦(両親)教室)	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、引き続き月1回実施します。また、父親にも育児の知識を高めていただくため、日曜日の開催を実施し、より一層父親の育児参加を促します。	健康増進課	6・9・12・3月の年4回、サンデーママパパ教室を開催した。赤ちゃん人形を使った沐浴実習や、疑似妊婦体験ジャケットを着用してもらうなどして、夫の妊婦や育児についての理解を促進した。上記以外の月は月1回平日に開催した。	過去3年間の父親の平均参加実人数70人、24年度は72人であり、微増した。平日コースは、参加人数が減少傾向にあるが、出産予定病院が実施する妊婦教室に出席されている場合が多いと思われる。	継続実施し、より一層父親の育児参加を促す。
		⑤乳幼児健診	乳幼児の健康の保持・増進を図るため健康診査を実施します。成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児(歯科)・3歳6か月児に健康診査を、各健診等で経過観察が必要な児に発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。また、乳児期には、医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。健診の場面では、母親の育児不安などにも対応できるように話しやすい環境にも努めます。	健康増進課	身体、精神面において、順調に発育発達しているかどうかを確認するとともに、保護者の心配事や不安についてお伺いする個別相談も合わせて実施した。相談の結果、必要がある児については、経過観察健診でフォローを行った。	特になし。	継続実施し、必要な支援を行う。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑥離乳食講習会	乳幼児を持つ保護者に正しい食生活を身につけていただくとともに、食育を推進するため、離乳食の作り方がわからない母親に対して離乳食の調理、実演、試食を行い、具体的な内容の講習会を開催していきます。	健康増進課	年10回、保健福祉センターにて離乳食講習会を開催した。	特になし。	継続実施し、育児支援を行う。
		⑦訪問活動	訪問指導の必要があると判断される乳幼児及び保護者に対して、保護者からの希望や関係機関等からの情報提供により、保健師・助産師等が訪問活動による相談・指導を行います。	健康増進課	保護者からの希望や、あるいは訪問指導の必要があると判断された乳幼児およびその保護者に対して、保健師・助産師が訪問活動による相談・指導を行った。	乳幼児健診未受診の方には、保健師が確認し必要な情報提供などを行うが、不在などでなかなか会うことができないことがある。	引き続き、必要な支援を行うために訪問による相談・指導を実施する。
		⑧育児サポートセンター事業 (親子教室)	何らかの発育等のつまずきや弱さを持つ乳幼児や保護者を対象に、育児についての相談や設定課題を実施する中で、児童の発育・成長を促していきます。また、食育への取り組みやむし歯予防等、育児についての知識の習得や学習機会の提供を図ります。	健康増進課	概ね週1回の通室で、育児についての相談や設定課題を実施し、児童の発育・成長を促している。また、食育への取り組みや虫歯予防など育児についての知識の習得や学習機会の提供を図っている。	拠点が保健福祉センター1箇所であるため、市の南部地域など距離的に毎週子どもを連れて通室することが困難な対象者への支援が課題である。	継続実施し必要な支援に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑨保育教室	地域でのつながりが希薄になりつつある中で、母親のリフレッシュや育児不安を緩和し孤立化の防止と虐待の予防などを目的に、母親同士の交流やふれあい遊び、むし歯予防、離乳食の個別相談等の機会の提供を行います。	健康増進課	6、7か月児とその保護者を対象に2カ月に1クール(3回参加)の頻度で年6回開催した。	未熟児フォローが大阪府から権限移譲されることに伴い、未熟児を対象にした教室を開催する必要が出てきたこと、および自由来所型の場についての希望が多かったため、事業の再編が必要である。	再編して実施。
		⑩不妊治療対策	大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府特定不妊治療費助成事業の啓発を引き続き行います。	健康増進課	ドーンセンターの案内ちらしを窓口を設置、ホームページで大阪府特定不妊治療費助成事業について掲載し、啓発を行っている。	特になし。	引き続き啓発を行う。
		⑪予防接種事業	北河内5市(門真市、守口市、大東市、四条畷市、寝屋川市)による予防接種の相互乗り入れの種類の増加等、より予防接種が受けやすい環境づくりの整備に努めます。	健康増進課	北河内5市(門真市、守口市、大東市、四条畷市、寝屋川市)による予防接種の相互乗り入れを実施しており、従来の予防接種に加え、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの助成も行った。より予防接種が受けやすい環境づくりの整備に努めた。	頻繁な法改正に対する周知。	里帰り出産などやむを得ない理由で本市で予防接種が実施できない場合は依頼書を発行し、助成を行う。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	②乳幼児期からの食育の推進	①食育の啓発	広報や健診の機会を利用して市民に対する食育の啓発を行うとともに、学校等と連携し、生活習慣病の予防等正しい食事のとり方などの啓発に努めます。	健康増進課 学校教育課	広報での周知や、健診の機会を利用し、市民に対する食育の啓発を行い、生活習慣病の予防や正しい食事の摂り方などの啓発に努めた。また、各学校において「食に関する指導の全体計画」を策定し、食育を推進した。食を大切にする意識の育成や食事の重要性に関する理解を深めるなど、食を通じて豊かな人間性の育成に努めた。また、栄養教諭による出前授業や食育のための教材、資料等の提供、各校での食育の助言等を行った。	アンケート結果より、食育への意識はあるが、実践できている人が少ない。23年度より、栄養教職員の食育班を中心に、食育出前授業の取組を始め、小学校と連携をとりながら、進めているところである。出前授業により、学校現場の意識が高まるとともに、子どもたちへより望ましい食習慣を育むため、今後も継続したいと考えている。	健康増進計画・食育推進計画を策定したことから、より一層啓発に努める。食育では、栄養教諭による出前授業を継続して行い、各校での食育の推進に努める。また、保護者への啓発も積極的に行っていく。
		②地域における食に関する学習機会の充実	関係各機関との連携により、正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた交流などについて正しい知識の普及を図ります。	健康増進課	策定懇話会では地域の健康や食に関する機関に参画してもらい、健康増進計画・食育推進計画を24年度末に策定した。	いかに関係機関と連携し、計画を推進していくか。	いろんな機会を通じて、食育についての啓発を進めていく。
		①性に関する正しい知識の普及	医療機関及び保健機関、学校、家庭、地域の連携により、性に関する教育と生命の誕生や尊厳に対する意識を高められるよう、健康教育を推進します。	健康増進課 学校教育課	学校や医療機関・保健所など各関係機関等と連携を図り、性に関する正しい知識の普及に努めた。性に関する知識の普及と母性や父性の育成の観点から、関係機関と連携し知識の普及に努めた。学校園においては、視聴覚教材や独自に開発した教材を用いて、性に関する教育に努めた。また、関係機関からの各種パンフレットの配布や各種研修の案内により、各学校園の取組を支援した。	若年妊娠が増えつつあるため、学校や医療機関・保健所など各関係機関等と連携を図り、性に関する正しい知識の普及に努めること。	引き続き学校や医療機関・保健所など各関係機関等と連携を図り、性に関する正しい知識の普及に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	③ 思春期保健対策の充実	② 喫煙・飲酒防止対策	医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、未成年者の喫煙や飲酒防止に努めます。また、学校・園において、平成22年1月1日から敷地内禁煙を実施しています。	健康増進課 学校教育課	受動喫煙防止の観点から、母子手帳配布時のチラシや、妊婦教室での健康教育において喫煙防止や飲酒についての啓発に努めた。歯科健康展など、市民の多く来所する機会に、展示などの啓発を行った。 また、学校園においては、総合的な学習の時間や各教科において喫煙防止教育を実施し、幼児・児童・生徒や保護者への啓発を進めるとともに、教職員に向けて禁煙についての啓発活動を進めた。	子育て世代の喫煙率が高く、児への受動喫煙の機会が多いことが予測される。そのため、小学校からの喫煙防止教育をさらに進めるとともに、保護者への啓発も重要である。	健康増進計画・食育推進計画を策定したことから、より一層啓発に努める。学校においては学校薬剤師や医療機関と連携しながら、喫煙防止教育をさらに推進する。保護者への啓発も積極的に進めていく。
		③ 薬物乱用防止対策 (「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発)	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のパンフレットの配布やポスターを掲示し啓発に努めるとともに、医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、薬物乱用防止対策に努めます。	健康増進課 学校教育課	関係機関からの各種パンフレットの配布やポスター掲示、研修の実施を通して、各機関の取組を支援した。「ダメ。ゼッタイ」普及運動のパンフレットを配布し、薬物乱用防止の啓発に努めた。各学校園においては、視聴覚教材を利用した授業や地域人材・キャラバンカーの活用による薬物乱用防止教育に努めた。また、関係機関からの各種パンフレットやポスターを配布し、各学校園の取組を支援した。	喫煙から薬物乱用へと移行していくことが多いので、学校での喫煙防止教育と同時に薬物乱用教育を行う必要があるため、各学校園の取組を支援していく。	各小中学校において、医療機関や警察などとも連携を取りながら、薬物乱用防止教育を推進する。
	④ 小児医療・予防の充実	① 小児医療・救急体制の充実	北河内各市、大阪府、医師会をはじめ関係機関との連携のもとに、かかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内夜間救急センターの体制整備の充実等に努め、北河内地域における小児救急医療体制の充実に努めます。	健康増進課	かかりつけ医を持つことの啓発や、枚方市に移設した北河内救急センターについての周知に引き続き努めた。	医師会や医療機関と連携を図り、小児救急医療体制の充実に努める。	引き続き、かかりつけ医を推進し、医療体制の整備、充実に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	①次代の親の育成	①福祉関係施設での体験学習の推進	子どもたちが生命の大切さを学んだり思いやりの心を育めるよう、福祉施設等における体験学習やボランティアの機会の充実を図ります。	学校教育課	職場体験学習において、希望する中学生には、老人福祉施設や障がい者施設等の福祉施設での体験学習を行った。	老人福祉施設や障がい者施設等の福祉施設の受け入れ人数に限りがある。	今後も、職場体験学習において、老人福祉施設や障がい者施設等の福祉施設での体験学習を行っていくため、新規の施設にも打診していきたい。
		②中高生の職場体験学習	次代の親となる中高生が子育ての意義や家庭の大切さを理解できるよう、保育所や幼稚園で職場体験学習の一環として乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。	学校教育課	中学校の職場体験学習において、希望する中学生には幼稚園、保育所で3～4日の体験学習を行った。	幼稚園・保育所の受け入れ人数に限りがある。	今後も、幼稚園、保育所での体験学習を行っていくため、新規の施設にも打診していきたい。
	②就労に対する意識啓発や職業訓練の実施	①就労に対する意識啓発	若者が働くこと及び職業人としての明確な意識と自覚、自信が持てるよう、関係機関や学校との連携のもとに啓発の充実を努めます。	産業振興課	門真雇用開発協会・大阪府・ハローワーク等と連携し、企業と求人説明会を共催した。	大阪府・ハローワーク等関係機関との連携強化に努めつつ、市内公共施設に就労相談等のチラシ等の設置をする。	就労相談を対象としたチラシ・パンフを市内公共施設等に配置し、就労相談・セミナー等の周知に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②地域就労支援事業	地域就労支援センターでは、コーディネーターによる相談事業を中心に関係機関や学校と連携し、若者が雇用・就労に結びつくよう努めます。また、府や北河内各市と連携し、職業観及び勤労意識の醸成のための講習会やセミナーを実施します。	産業振興課	平成24年度末現在の相談件数56件、うち若年者5人。府・ハローワーク等と連携し各種セミナーを共催した。	ハローワーク等との連携を強化し、就労相談・支援に努める。	職業訓練等の情報提供とともに、ハローワークとの連携強化を図り、ひとりでも多くの就職困難者が就労できるように努める。
		③キャリア教育の推進	子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするために、引き続き中学校で行われる職場体験学習をより充実させるとともに、各中学校区においては、小・中の一貫した系統的なカリキュラムによるキャリア教育を研究し実践を進めます。	学校教育課	市主催の一貫教育課程委員会において、校区ごとの全体指導計画を作成することで、キャリア教育の推進に取り組んだ。全中学校において職場体験学習を実施した。各小中学校においては、大阪府教育委員会作成の「夢や志をはぐくむ教育」等の資料を用いたキャリア教育を進めている。	小学校においてキャリア教育の一層の浸透が必要である。	今年度も、一貫教育課程委員会開催し、校区ごとの全体指導計画を作成するとともに、校区ごとの実践を進めていく。また全中学校において職場体験学習を実施する。各小中学校においては、キャリア教育の浸透を図るため大阪府教育委員会作成の「夢や志をはぐくむ教育」等の資料の活用を進める。
	③子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育	①総合的な幼児教育の推進	幼稚園と保育所、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、「人とかかわり」「共生の視点」を大切に教育内容となるよう、「幼・保共通のカリキュラム」の研究・開発に努めます。	学校教育課	7月末に「保幼小中合同研修会」を実施し、市内の公私立保育園、公私立幼稚園、小中学校の教職員が一堂に会し、「保幼小中」の連続した学びについて考える機会を設けている。また、市立保育園・幼稚園の管理職及び教職員の合同研修を行った。	授業改善の基盤となる授業規律、生活習慣・学習館のあり方について、研究・検討する場を持つ必要がある。引き続き小中学校の教員だけでなく、公私立の幼稚園・保育所の教職員も含めて、就学前から義務教育修了までの教育のあり方を研究する場を持つ必要がある。	今後も一貫教育研究委員会とも連携しながら「保幼小中合同研修会」を開催し、教職員の研究、研修に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	育環境の充実	②基礎基本の確実な定着など学習支援の推進	確かな学力向上のため、一人ひとりに対応したきめ細かな指導を行えるよう、指導方法や形態等の工夫改善を進めます。	学校教育課	学力向上担当者を中心に、確かな学力向上に向けた校内組織体制を構築するとともに、授業改善をめざした授業研究の充実を図った。また、小学校全校、中学校2校に「学力向上支援員」を配置し、少人数指導、基礎的・基本的な学習内容の定着に取り組んだ。	学力向上支援員のより効果的な活用法についての検証が必要。	学力向上支援員配置による効果・検証を進め、活用法についても検討し、学力向上につなげる。
		③基本的な生活習慣や規範意識の育成	基本的な生活習慣や規範意識の醸成を図るため、家庭や地域と連携しながら、具体的な取り組みを進めます。	学校教育課	各校においては、学校便りやPTA便り等を通じて、家庭における基本的な生活習慣の重要性について発信した。補導連絡会を月1回開催し、課題の抱える子どもたちについての情報交換を行った。また関係諸機関と連携し、校区のパトロールを実施した。	子どもたちの基本的な生活習慣の定着に関する情報を共有し、地域や関係機関との連携を進めながら問題行動の減少を図る必要がある。	学校園からの発信を継続して行き、生活習慣の重要性を保護者に呼びかけていく。地域、PTA、関係機関と連絡を密にとり、問題行動への迅速な対応及び未然防止を図る。
		④体験的学習の推進	芸術・文化や福祉体験など、地域の様々な資源を生かし、人や社会と関わる活動を推進します。	地域教育文化課	歴史資料館においては、夏休み子ども講座を開き、「うちわの作成」、「万華鏡の作成」の講座に延べ41人が参加した。	講座参加人数をさらに増やせるよう内容を工夫する。他施設等と類似した講座内容があったため調整が必要である。	25年度は夏休み子ども講座を3回実施する予定であり、引き続き講座の充実を図る。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
(3) 子どもの教育環境		⑤不登校児童・生徒対策の推進	関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる指導体制と相談体制の充実に努めます。	学校教育課	各中学校においてスクールカウンセラーを配置し、相談体制を充実させている。また、不登校対策学生フレンドの派遣や、学校に登校できない子ども達の居場所づくりとして、適応指導教室(「かがやき」)の充実で不登校児童・生徒の再登校を支援している。	子どもたちの抱えている課題や背景にある家庭環境もさまざまであり、対応すべきケースが増えている。人手や時間が不足しているのが課題である。	スクールカウンセラーの配置や不登校対策学生フレンドの派遣、適応児童教室「かがやき」の継続および学校との連携強化を図り、不登校をはじめとした子どもの心の問題の解決を図る。
		⑥青少年の主張事業	小学3～6年生、中高生等を対象に、日頃から考えていることなどを発表する機会をもちます。	地域教育文化課	12月2日に市民文化会館ルミエールホール小ホールにおいて発表会を実施し、小学生1714人、中学生1532人の中から選ばれた代表15人が発表した。	一般の部(高校生)の提出が無い。	一般の部の提出を増やすように働きかけを行う。
		⑦市立文化会館や市立公民館事業	子どものびやかで健やかな成長を促進するため、市立文化会館や市立公民館において文化活動や交流活動の機会と場の提供に努めます。	文化会館 公民館	文化会館において、「子育て交流支援」事業として、夏休みに料理教室、工作教室、陶芸教室、冬休みに科学教室、手作りオモチャ教室を計6回行い、計100人が参加した。3月に「ふれあいまつり」を開催し、紙工作、昔遊び、ビーズ遊びに延べ300人が参加した。また、公民館においては、「子どもフェスタ」(7月)と「公民館まつり」(3月)を開催し、人形劇とお話の会等に述べ191人が参加した。	文化会館 他施設等と類似した講座内容があったため調整が必要である。 公民館 公民館では、まだまだ母親主体の参加が多いため、父親が気軽に参加できる様な講座や環境を整備していきたい。	講座参加人数を増やせるように内容を工夫する。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
④家庭や地域の教育力の向上		⑧図書館事業	家庭・地域、学校と連携し、ボランティアによる絵本の読み聞かせやお話の会、図書館見学・一日図書館員等の取り組みをさらに進め、子どもが本と出合える機会と場の提供に努めます。	図書館	児童書展示会を開催した。子ども読書の日関係事業(22人参加)、一日図書館員(6人)、職業体験学習(11人)、おはなしのじかん(1190人)、読み聞かせ以外の行事(211人)を実施した。幼稚園に向いての出前講座(269人参加)、幼稚園・保育園に出張おはなし会を43回開催した。さらに、乳幼児対象の読み聞かせ・手あそび行事(参加者803人)を行うとともに、ブックスタート事業として936人に絵本等を手渡した。	参加者人数が低下しているため、子どもたちが魅力を感じるような行事を考えることや、より多くの子どもが参加しやすくなるよう工夫が必要。	各行事の内容の充実や、掲示物、「広報かどま」など広報の工夫を考えたうえで、参加した子どもたちが本と出合える場を提供していく。
		⑨青少年の健全育成	関係機関との連携を図り、門真地区少年補導連絡会の活動を推進し、青少年のより一層の健全育成に努めます。	地域教育文化課	例年同様、月1回の補導連絡会を開催し、青少年の健全育成に関係機関と連携して取り組んだ。その一環として、「門真市少年補導活動ネットワーク」事業に協力を依頼し、合同パトロールを実施した。	特になし	引き続き、合同パトロール等を行っていく。
	①家庭教育支援	市立文化会館等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供については、今後も内容の充実を図り、継続していきます。	地域教育文化課	文化会館において「ベビーマッサージと親子遊び」「お母さんは一年生」「親子クッキング教室」を計5回行い、109人参加した。	どの教室も定員より申込希望者が多い状況で、人気を博していたが、より興味を持ってもらえるよう講座内容に工夫をする。	文化会館において、エンジョイ子育て講座として(「ベビーマッサージと親子遊び」、「アレルギーに強くなるう」、「親子クッキング教室」等)引き続き行っていく予定。	

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②ふれあい体験交流事業	子育て家庭が地域の中で孤立化しないよう、保護者同士の情報交換の場やストレス解消の場として、子育てサークルの活動を促進します。	地域教育文化課	文化会館で2サークル、公民館で20サークルがサークル、青少年活動センターで7サークル、生涯学習センターで1サークル登録し、育児等についての交流を行った。	特になし	継続して実施する。
		③子ども家庭サポーターの会の活動支援	地域での子育て支援や児童虐待の予防・見守りなどの活動を促進するため、虐待防止アドバイザー研修受講生による「かどま・子ども家庭サポーターの会」の活動支援と行政との連携による取り組みの充実を図ります。	子ども課	毎月行われる「かどま・子どもサポーターの会」定例会に参加し、連携方策を検討するとともに、市主催事業への協力要請を行い、協働にて事業運営を行った。	今後も市主催事業への協力要請を行い、協働にて事業運営に努める。	今後も市主催事業への協力要請を行い、協働にて事業運営に努める。
		④学校支援地域本部事業	中学校区を1単位として、各校区にコーディネーターを配置し、ボランティアとともにそれぞれの学校のニーズに合った支援活動を進めます。	地域教育文化課	全中学校区で学校支援地域本部を実施し、サタスタ等地域における学習環境の整備、また通学合宿を実施するなど各校で特色ある取り組みを行った。	校区によって活動にばらつきがある。	活動の活発化に向けた支援体制の充実。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①大阪府青少年健全育成条例の普及啓発	家庭・地域・学校の相互協力と関係機関との連携を一層深め、青少年の問題行動の防止と青少年を取り巻く有害環境の浄化に努めます。また、青少年指導員をはじめ、青少年保護育成関係者に効果的な活動となるよう情報提供等の支援に努めます。	地域教育文化課	青少年指導員運営協議会やPTA生活指導委員会、また青少年指導員研修会において、情報提供した。	特になし	引き続き情報提供を行う。
		②インターネット上の有害情報への対応	青少年をインターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)説明や出会い系サイトなどで子どもが被害に遭わないための情報の紹介などを進めます。	地域教育文化課	青少年指導員運営協議会やPTA生活指導委員会等において、情報提供した。また、学校から相談があった事例には、学校教育課と連携して、対応を助言した。	特になし	引き続き情報提供、及び助言を行う。
(4)子育てを支援する生活環境		①ファミリー向け賃貸住宅の整備促進	府営住宅等の整備においても同様の配慮がなされるよう関係機関に対し要望等を行います。	企画課	引き続き府営住宅等の整備においても同様の配慮がなされるよう、関係機関に対し要望等を行う。	府営門真住宅建て替えに際し、第1期の建て替えは決まっているものの、第2期以降の具体的な計画については未定である。	第2期以降の具体的な計画については「大阪府門真住宅まちづくり基本構想(案)」をもとに引き続き府との協議を行う。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	①良質な居住環境の確保	②民間住宅の誘導	ゆとりのある住まいの向上や確保に向け、良質な民間住宅建設のための誘導に努めます。	企画課	市民の健康で文化的な生活を保持し、生活環境を向上させるために、ゆとりのある住まいの向上や確保に向けた諸施策を推進する。	北部地域の密集住宅に加えて、高度経済成長期に建てられた木造賃貸住宅の老朽化・空き家化が進んでいる。	北部地域において宅地の整備、老朽住宅の建て替え促進を行う。
		③まちづくりの視点に立った公営住宅の建て替え	府営門真住宅等の建て替えにあたり、平成21年3月に府が作成した「建替基本構想」を基に、門真市のまちづくりの視点での整備の実現に向けて府と協議します。	企画課	門真市のまちづくりの視点での整備の実現に向けて府と協議を行い「大阪府営門真住宅まちづくり基本構想(案)」を作成し、地元説明や周知を実施して基本構想を策定した。	府営門真住宅建て替えに際し、第1期の建て替えは決まっているものの、第2期以降の具体的な計画については未定である。	第2期以降の具体的な計画については「大阪府営門真住宅まちづくり基本構想(案)」をもとに引き続き府との協議を行う。
	②安心して外出できる環境の整備	①道路新設改良事業	誰もが安全に安心して通行することができるよう、生活道路を中心に、事故防止、歩行者・自転車利用者の安全確保および住環境改善と交通サービスの強化を図るため、車道・歩道を一体的に整備します。	土木課	平成24年度において、歩行者・自転車利用者の安全確保などを目的に、岸和田守口線の歩道を拡幅する改良工事を実施した。	狭い生活道路が多く、老朽化などにより道路の損傷や段差が見られる場所もあり、また、交通バリアフリー化や自転車走行空間の問題なども踏まえ、抜本的な道路の再整備や改良が継続して必要であること。	生活道路の機能向上を多くの市民が望んでおり、道路の老朽化の対応や、社会情勢の動きを確実にとらえ、その要請に応じて、安全に安心して道路を通行できるよう、今後も適切な道路整備を継続していく。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②交通安全施設等整備事業	交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道新設、交差点改良、道路照明灯・道路反射鏡・防護柵・区画線の設置、段差の改良等の整備を推進し、歩行者・自転車の安全確保・事故の防止を図ります。	土木課	平成24年度において、門真東2号線の歩道整備を行い、児童が安心して通学できるようにした。また、門真警察署と協力し常称寺町側道2号線の交差点改良を実施し、安全に横断できるようにした。	自転車走行の安全確保や通学路における交通事故など、社会情勢を踏まえ、迅速な対応が必要であること。また、自動車の交通が多く歩道が必要と考えられる道路であっても、道路の幅員が狭いところがあり、歩行者が安全に通行できる空間が確保できないこと。	少子化の傾向にもかかわらず子どもの交通事故が減少しているとは言えず、特に子どもや高齢者の歩行・自転車運転に対する交通安全対策が今後必要であり、安全に安心して通行できる道路を増やし、交通事故を減らすため、交通安全施設の整備を継続していく。
		③公共施設等における子育てバリアフリー化の推進	子ども連れでも安心して利用できる公共施設とするため、スロープやエレベーターの整備、公共施設のトイレ内のベビーチェアの設置等の推進を図るとともに、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。また、既存の公共建築物についても「市有建築物等整備改善計画」に基づき改修を進めます。	福祉政策課	平成24年度は実績なし。今後も都市建設部門と連携しながら、福祉施設をはじめとした公共施設等のバリアフリー化に向けた改修を進める。	特になし。	今後も都市建設部門と連携しながら、福祉施設をはじめとした公共施設等のバリアフリー化に向けた改修を進める。
		④赤ちゃんの駅事業	乳児を抱える母親等が安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう、地域で気軽に利用ができるおむつ替えや授乳等ができるスペースを公共施設等に提供していくことを検討します。	子ども課	公共施設2箇所新たに設置した。	民間の商業施設等に設置をすすめる必要がある。	民間の商業施設等に設置をすすめるにあたり、市の広報の充実化を図る。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑤ユニバーサルデザインの導入検討	ユニバーサルデザインについて市民の理解や関心を高めるための啓発を行うとともに、施設整備等にあたってその考え方の導入を検討します。	福祉政策課	平成24年度は実績なし。今後も都市建設部門と連携しながら、ユニバーサルデザインの啓発等に努める。	特になし。	今後も都市建設部門と連携しながら、ユニバーサルデザインの啓発等に努める。
	③安全・安心のまちづくりの推進	①公園等の安全確保	子どもたちをけがや犯罪被害から守るため、遊具の安全性を確保するとともに、照明灯の設置や樹木の管理などを進めます。	土木課	遊具の点検については、毎月1回、市職員にて点検を実施した。公園内の見通しをよくするため、不審者が隠れにくい状況となるよう樹木管理を進めた。	遊具を故意に壊したり燃やしたりする人がおり、その後の修繕や再発防止の対応に苦慮している。また遊具の不具合や不適切な使用による子供たちの事故などが報道されている中で、よりきめ細かな点検や補修が求められていること。	遊具等の公園施設の点検や樹木の管理は、事故や犯罪を防止し、安全性を確保するため、今後も継続して計画的にきめ細かく実施していく。また、老朽化の対応や犯罪防止のための、遊具等の更新や安全施設の設置なども実施していく。
		②街路灯・防犯等の整備	子どもたちを街頭犯罪から守るため、ひとセンサー付き防犯灯の整備を進めるとともに、地域住民の協力を得て夜間に門灯や玄関灯を点ける一戸一灯運動を促進します。	地域活動課	センサー付き防犯灯を、希望のあった47の自治会へ合計130基配布した。	東日本大震災後、節電の推進や、電気料金が高騰しているため、一戸一灯運動の啓発が難しく、市が主導して推進を図ることができていない。	センサー付き防犯灯の製造が中止されたため、今後は防犯灯LED化促進事業を展開し、防犯灯の整備を進めるとともに、地域住民の協力を得て、夜間に門灯や玄関灯を点ける一戸一灯運動を促進する。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		③保育・教育施設の維持・管理の推進	保育所や幼稚園、学校施設等について、子どもたちが安全に過ごせるように、維持・管理について計画的に行うよう努めます。	子ども課 教育総務課	南保育園の大規模改修を実施するとともに、上野口・浜町保育園についても改修を実施した。 また、子どもにとって安全で安心かつ適切な教育環境を保证するため、保健室等にエアコンを設置した。	耐震診断の結果や施設の築年数、費用対効果などを総合的に勘案しつつ、移転・建替・耐震化等、実施時期も含め、より効果的な手法についての対応を計画・立案することが課題である。	上野口・浜町保育園において老朽化に伴う施設改修を実施するとともに、各園で安全面・衛生面において問題のある箇所等の修繕を実施する。また、耐震化等に向けた具体的な手法について、さらに検討を加える。同じく学校の老朽化などの状況を踏まえながら、修繕や大規模改造事業を進めていく。
(5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	①男性も含めた仕事と家庭・地域生活の調和推進	①ワーク・ライフ・バランスについての啓発	仕事と生活の調和の実現は、国民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なことであることの理解を深めるための啓発を進めます。	人権政策課	ワーク・ライフ・バランス啓発講座を毎年1回開催しており、市民と職員あわせて53人の参加があった。 11月28日(水) 内容:心が折れないライフ・バランス術 参加人数:53人 大阪府が発行するリーフレット「ワーク・ライフ・バランス」を利用し、育児休業制度や労働条件等の情報提供を行った。	啓発講座のみならず、シニア世代や若手世代に浸透するよう情報提供に取り組む必要がある。	ワーク・ライフ・バランス啓発講座の開催や啓発リーフレットなどの情報提供を行うことにより啓発を進める。
		②男女共同参画研究講座の開催	男女共同参画社会を啓発し、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男女がともに家庭内の構築を行う社会づくりに資するため開催します。	人権政策課	男女共同参画週間である6月23～29日の間、男女共同参画に関する専門家を招いて三日間連続講座を実施し、市民と職員延べ84人の参加があった。 6月22日(金) 内容:男女共同参画社会 参加人数:30人 6月25日(月) 内容:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 参加人数:21人 6月26日(火) 内容:変わる社会・家族 参加人数:33人	参加者を増やすテーマ設定等の工夫が必要。	男女共同参画研究講座を実施し、24年度より講座の参加者が増加するよう周知し、男女共同参画に関する認識を深める機会の充実に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		③労働時間短縮に向けた啓発	長時間労働などの働き方の見直しをはじめ仕事と家庭・地域生活の調和に向けた取り組み事例など、関係機関等と連携し企業への啓発に努めます。	産業振興課	労働局等からのチラシ・パンフを配置し啓発した。	商工会議所と連携し、経営者団体への啓発に努める。	商工会議所をはじめ経営者団体と連携し、事業者にワーク・ライフ・バランス等について啓発を図る。
	②仕事と子育ての両立の推進	①女性の再雇用の支援	関係機関と連携し、就労相談を実施するとともに、雇用支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再雇用の支援に努めます。	産業振興課	女性相談件数が18件、チラシ・パンフを市施設等に設置。	大阪府・ハローワーク等関係機関との連携強化に努めつつ、市内公共施設に就労相談等のチラシ等の設置をする。	就労相談や女性の雇用を対象としたチラシ・パンフを市内公共施設等に配置し、就労相談・セミナー等の周知に努める。
		②男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備促進	子育て期間中の短時間勤務制度の義務化や子どもの看護休暇の拡充、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス)などを改正内容とした「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」について、関係機関との連携により普及啓発を図ります。	産業振興課	両立支援パンフ及び労働局等のチラシを市施設等に設置。	関係機関と連携に努めつつチラシ等の設置を進める。	育児・介護に関する両立支援制度について市民・庁内関係課へチラシ等を配布し情報提供に努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	③父親の育児参加の推進	①かどまママパパ教室 (妊婦(両親)教室)(再掲)	妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、引き続き月1回実施します。また、父親にも育児の知識を高めていただくため、日曜日の開催を実施し、より一層父親の育児参加を促します。	健康増進課	6・9・12・3月の年4回、サンデーママパパ教室を開催した。赤ちゃん人形を使った沐浴実習や、疑似妊婦体験ジャケットを着用してもらうなどして、夫の妊婦や育児についての理解を促進した。	過去3年間の父親の平均参加実人数70人、24年度は72人であり、微増した。	継続実施し、より一層父親の育児参加を促す。
(6)子ども等の安全の確保	①子どもの交通事故から守るための活動の推進	①交通安全教室の開催	小中学校や幼稚園、保育所での警察との共催等による交通安全教室、啓発パンフレットの配布等を行います。このような学校、家庭及び地域や関係団体との連携、協力による教育活動全体を通じて、交通安全教育の推進に努めます。	子ども課 教育総務課	門真警察と共催の交通安全教室で、公立保育所3園、小学校の1年生に対し、歩行の実技指導を実施した。また、雨天の場合ビデオやパネル教材を使用して指導を実施した。(市内の14小学校中10校で実施。)	特になし。	門真警察との共催による交通安全教室を実施することにより、交通安全教育の推進に努める。また、全14小学校で実施することを目標にする。
		②子ども自転車運転免許交付講習会	子どもを自転車の事故から守るため、また、子どもの自転車による高齢者等に対する事故を防ぐため、警察との共催による交通ルールをはじめ自転車の安全な乗り方について講習会の開催を進めます。	教育総務課	門真警察及び門真市道路課(現:まちづくり課)主導で小学校3年生または4年生に対し、講習、学科試験、実技試験を行い、終了時に自転車安全免許証を交付し、交通ルールをはじめ安全な乗り方の指導を実施した。(市内の14小学校中9校で実施。)	自転車のサイズが1種類しかなく子供が乗りにくそうである。サイズの違う自転車を用意したほうが良いと思われる。	全14小学校で実施することを目標にする。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	②子どもを犯罪等の被害から守るための活動推進	①子ども見守り隊事業	各小学校区に「キッズサポーター」を設置し、登下校時の通学路における見守り活動や「子ども安全見守り隊事業」により、地域での事件の防止と安全を守ることを目的とした活動を促進します。	地域教育文化課	市民ボランティアであるキッズサポーターが、各小学校区で、児童の登下校の安全見守り活動を実施した。また、委託による「子ども安全見守り隊」や警察官OBによる「スクールガードリーダー」により、市内全般の見守り活動を行った。	キッズサポーターの活動については校区によって活動にばらつきがある。	委託による「子ども安全見守り隊」を廃止し、警察官OBによる「スクールガードリーダー」の拡充を行う。
		②子ども110番の家	PTAや自治会、事業所の協力者に「子ども110番の家」の旗を掲げていただき、子どもを取り巻く犯罪の抑止に努めます。	地域教育文化課	家庭や事業所等997件の協力者に「子ども110番の家」として登録をいただき、公民協働による子どもの安全確保を行った。	協力家庭の把握。	協力家庭の調査を行う。
		③社会を明るくする運動	市、保護司会、民生委員児童委員協議会、自治連合会、少年補導員連絡会など、地域の青少年の健全育成にかかわる諸団体が連携し、これまでの運動の成果の上に立った発展した取り組みを進めます。	人権政策課	毎年7月の社会を明るくする運動強調月間を中心に、街頭キャンペーン及び小・中学校の生徒を対象とした作文コンテストを実施し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を目指す活動を実施した 街頭キャンペーン(7月2日～4日) 実施場所 門真市駅、大和田駅、古川橋駅 参加人数 延べ96人 作文コンテスト 応募人数 64人	市内における「社会を明るくする運動」の認知度を高めるため、街頭キャンペーンの手法等の見直しが必要。	市民に「社会を明るくする運動」への理解と協力の輪を広げるため、さらなる運動の活性化に努め、安心・安全なまちづくりを目指す。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		④街頭啓発運動	防犯連合協議会、自治会、防犯支部等地域の団体が連携し、犯罪追放など地域安全運動を市民を巻き込んだ活動へと拡大を図ります。	地域活動課	「地域安全運動」や「ひったくり防止カバー無料取付けキャンペーン」、「歳末警戒」を門真市防犯協議会を中心に、市民や門真警察署とともに地域での活動を展開した。また、「市民決起大会」ではルミエールホールで犯罪追放を目的に、啓発活動を展開した。その他の活動としては、子どもや女性を対象とした犯罪の抑止を目的に、防災無線を使用して注意喚起を促した。	街頭啓発運動へ市民が関心を寄せ、参加していただけるよう、周知を行う必要がある。	今後も、市民や門真警察署等の関係団体と共に犯罪のないまちに向けて街頭啓発運動を継続して行う。
		⑤大阪府警の安まちメールの活用	「安まちメール」は、ひったくりや子供の被害など、大阪府警が管轄する地域の犯罪発生情報や犯罪対策情報を携帯電話メールでリアルタイムに配信するというもので、市民が防犯に上手に活用するよう周知を図ります。	地域活動課	安まちメールの登録を促すチラシの配布を行い、市民が防犯活動で有効に活用できるよう周知を図った。	安まちメールの登録の有用性について、更に周知を行い、登録していただけるよう呼び掛ける必要がある。	今後も、安まちメールの紹介の機会を増やし、一層周知を行う。
		⑥教職員研修等の実施	警察との連携を図り、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修に努めます。	学校教育課	門真警察防犯係を講師として招き、教職員を対象にさすまたの使い方等の防犯訓練や、関係機関との連携についての講義といった校内研修を実施した。また、危機管理マニュアルを全校園で作成しており、年度当初の職員会議において、マニュアル等の確認を行った。	パソコンや携帯電話等の普及により、子どもたちがメールやインターネットを利用する機会が増加し、被害者にも加害者にもなる可能性が高い。このような事案に対する適切な対処方法や相談機関を周知する必要がある。	門真警察署との連携及び情報交換を密にして、防犯訓練を定期的に行い、教職員の危機管理能力の向上を図る。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
	③被害に遭った子どもの保護の推進	①児童虐待への対応	虐待と見られる事例があった際には、大阪府中央子ども家庭センター等の関係機関との連携により、適確な対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアを行っていくこと等で対応します。	子ども課	虐待通告件数はH23年度120件、H24年度177件と増加傾向となっており、その内容も複雑化、困難化している。そのため対応の際には、大阪府中央子ども家庭センター等の関係機関と連携し、児童の安全の確認、確保を第一に行った。また、保護者への支援を行うなどその対応に努めた。	複雑化・困難化する事例に対応するため、大阪府中央子ども家庭センター等の関係機関と更なる連携強化を図る。また、通告対応後の相談援助関係の構築のため、スーパーバイザーの助言を受ける等、適切な対応に努める。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。
		②関係機関及び関係者の連携強化	児童虐待をはじめ犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りや子どもに対するカウンセリング、保護者への助言等適切に対応できるよう、関係機関及び関係者の連携を強化します。	子ども課	児童虐待等により被害を受けた子どもへの立ち直りや、子どもに対するケア、保護者への助言等その対応に努めた。また、関係機関等と連携することにより、多様化する問題への対応に努めた。	児童虐待問題等に適切に対応するため、関係機関等と更なる連携強化を図る。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。
(7) 援助の必要な家庭への支援	①児童虐待防止対策の充実	①門真市要保護児童連絡調整会議	児童虐待の予防と早期発見・早期援助を目的とした、子どもに関わる機関や団体を構成員とする門真市要保護連絡調整会議を設置・運営していますが、会議を構成する機関の職員の経験と資質の向上を高め、さまざまな事例に的確に対応していけるよう連携を図ります。	子ども課	平成24年度より門真市要保護児童連絡調整会議実務者会議において、要保護児童等として、要保護児童・要支援児童・特定妊婦へと支援対象を拡充し、年間27回の会議を行い、その対応方針及び進行管理に努めた。また、内11回は、スーパーバイザーが参加し、ケース対応等への助言指導を行い、実務者会議構成員の資質の向上に努めた。	スーパーバイザーの助言指導のもと要保護児童等の対応方針及び進行管理を行い、早期発見、早期対応等関係機関の連携について研究研鑽に努める。また、啓発研修等を行い、関係機関等の資質の向上を図る。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②ドメスティック・バイオレンスなどの防	児童の目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為)など、間接的な被害を防止するため、ドメスティック・バイオレンス等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	人権政策課	大阪府・市町村等の関係機関と情報交換を図るとともに、内閣府男女共同参画局作成の「DV相談ナビカード」や大阪府が作成した相談窓口の一覧を掲載したパンフレットを人権政策課の啓発コーナーで提供した。	被害者の安全確保等のため、さらなる情報提供をする必要がある。	人権政策課の啓発コーナーだけでなく、講演会開催時に情報提供するなど、困難な状況にある女性が安心できる情報提供を行う。
		③学校の教育活動や家庭訪問等を通じた把握	不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。	学校教育課	市立各小中学校においては、不登校・長期欠席者への家庭訪問を実施し、虐待が疑われるケースでは、関係機関に通告している。また、必要に応じてケース会議を開くなど関係機関との連携を密にし、虐待の未然防止に努めている。	問題行動が表面上は見えにくい小学校時から、子どもの発する小さなサインを見逃さないようにするため、教職員の虐待防止の視点を深める。	虐待防止に関する研修を充実させ、教職員の虐待防止の視点を深める。また、関係機関との連携を密にとりながら家庭訪問等を通して児童や家庭との関わりを深める。
		④子育て支援ヘルパー派遣事業	育児不安及び児童虐待のおそれがあるなど、多様な問題を抱える家庭に子育て支援ヘルパーを派遣し、掃除、炊事等の生活支援を実施します。	子ども課	平成24年度より養育支援訪問事業として、支援対象者の拡充を行った。養育支援が特に必要と判断した家庭に対して、養育支援訪問員がその家庭に訪問しその家庭に対して適切な養育の実施に努めた。実績としては、平成23年度4件、平成24年度89件の派遣を行った。	今後も引き続き実施し、適切な養育の実施を図るとともに、改善に向けての相談支援を行う。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑤児童家庭相談事業	児童にかかる家庭全般の相談業務を家庭児童相談室で行っていますが、とりわけ、育児不安の増大や地域における子育て力の低下といった中、増大する虐待などの一義的な相談窓口として、虐待等の家庭における問題に密接に関わることにより、子どもの健全な育成や安全の確保を基本とした相談などの支援を実施していきます。	子ども課	相談受付件数は平成23年度1010件、平成24年度970件と若干の減少はあったものの、その内訳として、虐待相談は平成431件、平成24年度468件と増加しており危険度・緊急度を考慮しつつ、迅速な対応に努めた。また、家庭内の多様化する問題に対応するため、相談員に対してスーパーバイザーが助言指導を行い、子どもの健全な育成及び安全確保を基本とした相談支援に努めた。	年々増加する相談件数に対応するため、相談員の資質の向上を図るため、スーパーバイザーより助言指導を受け、関係機関との連携強化に努める。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。
		⑥関係機関及び関係者の連携強化(再掲)	児童虐待をはじめ犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りや子どもに対するカウンセリング、保護者への助言等適切に対応できるよう、関係機関及び関係者の連携を強化します。	子ども課	児童虐待等により被害を受けた子どもへの立ち直りや、子どもに対するケア、保護者への助言等を行うなどその対応について、関係機関等と迅速な情報共有を図る等連携強化に努め、多様化する問題への適切な対応に努めた。	今後も引き続き関係機関等の連携強化を図る。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。
	②ひとり親家庭等の自立支援の推進	①就労支援の充実	ひとり親家庭の母の地域就労支援センターへの誘導と活用、自立に必要な就職のために企業に積極的な雇用促進の啓発を実施します。また、職業訓練や就職のための講習会の案内チラシ・パンフレットを配置配布し、情報提供に努めます。	産業振興課	母子家庭を対象とした講習会のチラシ・パンフレットを配置。	ハローワーク等との連携を強化し、就労相談とともに就労支援に努める。	職業訓練等の情報提供とともに、ハローワークとの連携強化を図り、ひとりでも多くの就職困難者が就労できるように努める。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②母子自立支援相談事業	母子家庭等や寡婦が抱えているさまざまな問題・悩み等を解決するため、母子自立支援員が適切な助言及び情報提供をするなどの相談対応の充実に努めます。	子ども課	平成24年度の相談件数は自立支援相談224件母子寡婦福祉資金貸付相談82件となっており、ひとり親家庭等が抱えている様々な問題に対して、的確な状況の把握を行うとともに、必要な情報を提供し、適切な支援に努めた。	今後も引き続きひとり親家庭等の自立支援のため相談体制の充実に努める。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。
		③経済的支援の実施	ひとり親家庭に対し自立を支援すること、児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給しています。また、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に、ひとり親家庭医療費の助成制度を今後も継続して実施します。	子ども課	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成については、継続実施に努めた。	今後も引き続き、支援体制の維持が必要。	引き続き、支援体制を維持し、継続して実施。
	③障がいのある児童とその家庭への支援の充実	①療育手帳の交付等	家庭児童相談室で保護者から相談を受けている中で、障がいがあると思われる子どもの状態を聞いて、療育手帳の交付についての説明や利用できるサービス・支援につなげていきます。	子ども課	相談関係にある保護者から、障がいがあると思われる子どもの状態を聞き、療育手帳の交付説明を行うなど、その支援・サービスの情報提供に努めた。	今後も引き続き、適切な相談支援を行う。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②障がいの早期発見・早期対応	乳幼児健診及び経過観察健診とともに、保育所や幼稚園等との連携を図り、発達上支援が必要な乳幼児の早期発見や早期対応を進め、療育につながるまでの保護者の不安に対応し相談内容の充実に努めます。	健康増進課	乳幼児健診及び経過観察健診において、発達上支援が必要な乳幼児の早期発見に努め、早期対応の必要な児童については保育所や幼稚園等との連携を図った。また、療育につながるまでの保護者への支援を行った。	様々な家庭の事情から、早期に療育につなげたくてもうまくつながらないケースもある。	必要な児に早期に健診や療育につなぐことができるよう、引き続き支援を行う。
		③障がい児通園事業	心身の発達に障がいのある1歳から就学前までの児童を保護者のもとから通わせ、機能訓練及び療育を行い、身辺自立・学習能力向上への支援を図ります。	福祉政策課 さつき園 くすのき園	さつき園において、知的・発達障がい児の課題把握に努め適正な療育を実施した。 くすのき園において、肢体不自由児の状態把握に努め機能訓練を実施した。 また、施設の老朽化及び児童福祉法の改正に伴い、市民プラザの空きスペースを活用した、こども発達支援センターの整備に向けた検討を行った。	療育・訓練を実施するにあたり、専門職の視点でよりきめ細やかな観察が園児の把握には必要である。 保護者の園児の特性や課題に対する認識が薄く家庭内療育に繋がらないことや、家庭内に課題を抱えるケースなど保護者に対する支援が重要である。 また、発達障がい児も含めた地域の障がい児への支援が求められている。	さつき園については、専門職の各療法を充分ではないものの拡充することにより特性把握に努めている。 園児と保護者の良好な親子関係を形成するために面談を実施し、適切な支援に努めている。また、家庭内に課題のあるケースは、関係機関と連携することにより適切な支援に努めている。 また、平成26年4月の開設に向けこども発達支援センターの整備を行う。
		④障がいのある児童の保育	集団保育の中で障がいのある子どもがのびのびと生活できるよう、また、発達障がい等にも対応できるよう、職員研修の充実に努めるとともに、保育の充実に努めます。	子ども課	発達相談員が保育所及び公立幼稚園を定期的に巡回し、保護者や職員へのサポートなどを行うとともに関係機関との連絡会議及び個別ケース会議を実施した。また、公私立保育所・幼稚園の職員を対象に発達障がいをテーマとした研修を開催するとともに、外部団体が実施する研修に参加した。公立保育所には障がい児の状況に応じて職員を加配し、民間保育所には障がい児加配に対する補助を実施した。	想定以上に各施設の相談対象児童が多く、また各ケースごとに要する時間も多かったことから、各施設の巡回回数が予定どおりに進まなかった。	発達相談員を1名増員し、更なる充実を目指す。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑤特別支援教育就学奨励費支給	支援学級への就学のため必要な経費について、その経費の一部を児童・生徒の保護者等に支給します。	学校教育課	特別支援教育就学奨励費支給規則により、小学校及び中学校の支援学級への就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって支援教育の振興を図るため経済的負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給している。	国の制度の動向に注視すること。	国の制度のため継続実施。
		⑥障がいのある児童に対する教育活動の推進	障がいのある幼児・児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの可能性を伸ばしていくため、今後も支援学級の整備・充実を図るとともに、教職員の専門的知識や指導技術の向上及び指導方法の工夫改善に努めます。	学校教育課	各校の支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施し、各校の取組の交流、事例の検討を行い、さらなる専門性の向上や指導方法の改善を図った。	各校において、支援教育コーディネーター、支援学級担任による継続した指導を行うことができるような学校体制づくりが必要。	支援教育コーディネーター研修で各校の取組の交流、事例検討会等を実施し、支援教育に関する専門性の向上や支援を要する児童・生徒に合った指導方法の工夫改善を図る。
		⑦支援教育支援員派遣事業	通常の学級に在籍するADHDなどの発達障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活支援を行うため、支援教育支援員の派遣の充実を図ります。	学校教育課	支援教育支援員を12名小学校に配置し、通常学級の在籍する発達障がいのある児童・生徒の学習の支援を行い、安心安全な学習環境の提供を行った。	各校において対象児童・生徒が多くなっており、支援体制が引き続き重要である。	支援教育支援員対象の研修を実施し、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒がより安心安全に学習に取り組むことができるようにする。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		⑧介助員派遣事業	教職員の指導のもと、支援学級在籍児童・生徒の教育の保障、安全等を確保するため、介助員を配置し、学習支援及び生活介助を行います。	学校教育課	小学校6校、中学校3校の計9校に介助員を配置し、生活介助や学習介助を行うことで、教育の保障や安全の確保を行った。	宿泊行事等、特別な状況における体制。	小学校7校、中学校2校の計9校に介助員を配置し、生活介助や学習介助を行うことで、教育の保障や安全を確保できるようにする。
		⑨医療的ケアの必要な児童・生徒に対する看護師の派遣	医療的ケアを要する児童・生徒への医療的措置及び支援業務を行うため、看護師を派遣します。	学校教育課	導尿や吸引など医療的ケアの必要な児童・生徒の在籍する小学校3校に看護師を派遣し、より安全な学校生活や学習環境を保障する事ができた。	宿泊行事等、特別な状況における体制。	導尿や吸引など医療的ケアの必要な児童・生徒の在籍する小学校3校に看護師を派遣し、引き続きより安全な学校生活や学習環境を保障する事ができるようにする。
		⑩障がいに対する理解教育の推進	障がいのある幼児・児童・生徒等に対する正しい理解と認識を深め、ともに生きる好ましい人間関係の育成に努めています。今後もすべての幼児・児童・生徒がともに学ぶ機会の拡充を積極的に進め、相互理解を促進します。	学校教育課	各校が取り組んでいる支援教育に関する研修に、市内小中学校の教員や守口支援学校の教員からなる巡回相談チームが研修講師を行った。	研修、相談依頼数が多く、早急に対応できないことがある。	各校園が取り組んでいる支援教育に関する研修に、市内小中学校の教員や守口支援学校の教員からなる巡回相談チームが研修講師となって参加し、各校園が正しく幼児・児童・生徒を理解できるようにする。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		①障がい福祉サービスの提供	居宅で入浴、排せつ、食事などの介助や介護を行う居宅介護や外出時の移動中の介助等を行う行動援護などの訪問系サービスの提供を進めます。また、日常生活における基本的動作の習得など適切な指導や訓練を行う児童デイサービスや介護者の疾病等で介助ができない児童に対して障がい者支援施設等で短期間預かる短期入所などの日中活動系サービスの提供を進めます。	障がい福祉課	児童福祉法による障がい児通所支援が市が実施するサービスとして始まり、就学前の児童発達支援・就学後の放課後等デイサービスが利用できるようになった。児童発達支援は市内3カ所にありそのうち1カ所が新設、また放課後等デイサービスは市内2カ所に新設、また近隣市に1カ所新設され、加えて近隣市に重度心身障がい児対象の放課後等デイサービスが新設されたため、障がい児の療育が放課後・長期休暇においても継続的に提供されると共に、養護者の負担が軽減された。25年3月末現在障害児通所支援の利用者は68人、放課後等デイサービスの利用児は55人となっている。	放課後等デイサービスの利用が進んでおり、事業所が不足する状況が考えられる。	市内の放課後等デイサービス事業所が2カ所以上増える予定であり、利用希望のある障がい児に対して放課後や長期休暇に継続的な療育を提供し、さらに利用児が拡大される見込みである。また、障がい児のサービス利用計画を作成して適切なサービスの利用につながるような取り組みを進める予定である。また、障害者総合支援法に難病等の対象者が加わったため、該当障がい児にも障害福祉サービスが提供され対象児が拡大される見込みである。手帳を持たない障がい児の重度訪問看護利用料を助成し、養護者の経済的な負担を軽減していく予定である。
		②地域生活支援事業	障がいのある児童や保護者の日常生活の支援のため、相談支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業の提供を進めます。	障がい福祉課	障がいのある児童や保護者の日常生活の支援のため、相談支援事業や日常生活用具給付等事業・移動支援事業・日中一時支援事業などの地域生活支援事業の利用促進を図り、養護者が介護をしやすくし、また介護の負担軽減を図った。とくに移動支援事業は保護者が児童に付き添えない場合の支援として、また、日中一時支援事業は保護者の就労支援やレスパイトなどの養護者の負担軽減に有効であった。	特になし	今後も利用希望される障がい児に対してサービスの提供を進めます。また、障害者総合支援法に難病等の対象者が加わったため、該当障がい児にも地域生活支援事業のサービスの提供を進め、利用児が拡大される見込みである。
		③その他経済的支援	特別児童扶養手当や障がい児福祉手当、重度障がい児介護手当(大阪府)など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。	子ども課	障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的な支援体制の継続実施に努めた。	今後も引き続き、支援体制の維持が必要。	引続き、支援体制を維持し、継続して実施。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
<p>(8) 地域で支える子育て支援</p>	<p>①地域における子育て支援ネットワークづくり</p>	<p>①子育てサークルの育成</p>	<p>子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援を促進します。</p>	<p>子ども課</p>	<p>市民プラザのフリールームや子育て支援センターの一室を貸し出し、サークル活動の支援を行うとともに、子育てサークルが活動する公共施設に子育てイベントの情報を周知した。またキッズカーニバル事業を実施し、地域全体で子育てを支援するという意識の醸成を図った。</p>	<p>地域や子育て家庭の養育力・育児力を向上させるために、関係機関と連携し、保護者同士の交流を進め、育児サークルなどの仲間作りを通して自主的に地域子育て活動を実施できるよう働きかける必要がある。</p>	<p>家庭の育児力を高め、育児サークルなどの仲間作りがしやすいよう子育てトークなど、保護者交流会を開催する</p>
		<p>②子育て支援ボランティアの養成</p>	<p>子どもに対する絵本の読み聞かせなどのお話しボランティアやスポーツ指導など、子育てにかかわるさまざまなボランティアの養成を図ります。</p>	<p>地域教育文化課 スポーツ振興課 図書館</p>	<p>「絵本の読みきかせボランティア養成講座」、「絵本読み聞かせ実践講座」を開催した。 そして、総合型地域スポーツクラブ「門真はすねクラブ」と協働し、子どもを含めた市民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつまでもスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう普及、振興に努めた。 また、平成23年度末現在で、125人の学校支援ボランティアへの登録があり、小・中学校からのニーズの合う人材を紹介した。</p>	<p>講座受講者が現在活動中の方たちが多く、ボランティアとして、新しく活動できる子育て現役世代の確保と学校支援ボランティアの不足。 一方、子どもを含めた市民に対する生涯スポーツの推進については、一定の効果は維持できたと考えている。</p>	<p>各行事を通して、子育て世代に図書館のボランティア活動に興味を持ってもらうようにしていくことと学校支援ボランティアの拡充を図る。 また、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツに親しむことができるよう、指導者の養成を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ「門真はすねクラブ」を中心とした関係団体とのさらなる連携を深め、本市にとって相応しい市民スポーツの振興を図る。</p>
		<p>③保育・教育施設機能の地域活用</p>	<p>保育所や幼稚園における未就園児親子通園や園庭開放、子育て講座等の開催を通して親子の仲間づくり、幼児の望ましい発達などを支援します。</p>	<p>子ども課 教育総務課</p>	<p>公立保育所3園において毎月園庭開放や絵本読みきかせ等を実施した。地域子育て支援保育士事業として民間保育所の取り組みに対して補助を実施した。 また、各幼稚園では、未就園児の幼稚園体験や地域への園庭開放を行っている。また、地域や未就園児をもつ家庭に対して本の閲覧・貸し出しを行っている。</p>	<p>各保育所では、プログラムの内容の充実等を検討し、引き続き実施する必要がある。 また、各幼稚園の未就園児の幼稚園体験については、参加者も多く、保護者同士が交流し、つながりを深める場になっている。保護者が子育ての悩みについて、気軽に相談し、安心して子育てができる環境を整えることが重要である。</p>	<p>プログラムの実施日を増やすように努めることと幼稚園での未就学園児親子通園や、園庭開放を積極的に行い、子どもや保護者同士が交流できる場を提供する。</p>

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		④学校支援地域本部との連携	地域全体で学校教育を支援し、地域ぐるみで子どもの教育を推進し、地域の教育力向上などを図る取り組みとして、平成20年度から「学校支援地域本部事業」を実施しています。引き続き行政と各学校支援地域本部が連携し、その趣旨を十分に生かした活動の展開に努めます。	地域教育文化課	年3回の実行委員会で、市全体での取組の交流を実施した。	特になし	引き続き取組の交流を行う。
		⑤子育て支援ネットワーク会議	児童虐待防止をはじめ子どもの育ちを地域全体で見守り、支援できるよう、社会福祉協議会と連携し、保育所や幼稚園、学校、主任児童委員等の関係機関や関係団体によるネットワーク会議の開催を促進します。	子ども課	児童虐待の現状を理解し、地域全体での見守り体制を強化するなど、適切な環境で子育てができるよう、社会福祉協議会、関係各課、関係機関等と連携し個別の研修会や懇談会を開催した。	今後も引き続き、関係機関等と連携し、研修会及び懇談会等の開催に努める。	現状における課題の達成に向け、今後も引き続き継続して行う。
	②地域高齢者等との世代間交流の推進	①あいさつ運動の推進	学校や幼稚園、保育所との連携を図りながら、教職員、PTAとともにあいさつ運動を推進します。また、自治会や老人クラブ、子ども会、校区福祉委員会、民生委員児童委員など、地域団体との連携を図りながら、各団体や地域であいさつ運動を促進します。	学校教育課	小中学校において、児童会や生徒会を中心に、教職員、PTAや地域と協力してあいさつ運動を行った。	全小中学校で実施しているが、幼稚園や保育所とも連携し、中学校区での取組へと広げていく。	小中学校においては継続して児童会や生徒会を中心にあいさつ運動を行っていく。一貫教育研究委員会等の場で幼稚園、保育園とも連携しながら中学校区での取組としてあいさつ運動に取り組む。

門真市の子育て支援の取組について

資料7-2

基本施策	重点目標	事業名	事業内容	担当課	取組内容(平成24年度末)	現状における課題	平成25年度以降の方向性
		②高齢者と子どもとの交流	地域の高齢者と子どもが昔の遊びや歌、スポーツ、ゲーム、演芸会などを通じてふれあう場の提供に努めます。	子ども課 学校教育課	なかよし広場において、シルバー人材センターの協力により、世代間交流事業を実施した。また、高齢者ふれあいセンターにおいて、ミニあおぞら保育を実施し、高齢者と交流できるプログラムを実施した。 また、市立幼稚園・小学校において、昔遊びや運動会、年賀状作り等を通じて高齢者と触れ合う機会を設けた取組を行った。	高齢者への周知を、広報等を通じて発信し、高齢者施設等との交流を一層深める。	高齢ふれあいセンターで実施するミニあおぞら保育のプログラム回数を増やし、高齢者の参加者数を増やしたり、引き続き私立幼稚園・小学校において高齢者と触れ合う機会を設けた取組を継続し、地域、民生委員さんと連携しながら、ふれあいの機会の増加を図る。
		③子育てサロン	親子同士の交流をはじめ地域の高齢者等との交流などを通して、生活の知恵などを習得できるよう、また、保健師等の出前講座など子育てに関する基礎知識が得られるよう、校区福祉委員会などが主催する子育てサロンの活動を支援します。	福祉政策課	「小地域ネットワーク活動」を支援することにより、校区単位での子育てサロン等を通じた世代間交流を促進した。また、民生委員児童委員活動の一環として小学生と高齢者の交流を深める事業を実施した。	特になし。	引き続き「小地域ネットワーク活動」を支援することにより、校区単位での子育てサロン等を通じた世代間交流を促進していくのと民生委員児童委員活動の一環として小学生と高齢者の交流を深める事業実施に努める。